

# 自治体における待機者の把握方法の状況について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

## 前回までの経緯

### 4. 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

#### (1) 待機者のニーズの捉え方について

- いわゆる施設の待機者のニーズとは、必ずしも障害者支援施設でなければならないというニーズではなく、グループホームの利用や一人暮らし等も含めた居住支援全般に関するニーズとも捉えられる。

- 施設の待機者の考え方や把握方法は自治体間で相当のばらつきがあり、また、約半数の自治体が調査自体を実施していない現状にある。障害福祉サービスは国の基本指針に基づき、市町村において地域のニーズを把握し、障害福祉計画を策定して計画的な整備を推進していることを踏まえると、各自治体の実情に応じて実施する必要がある。このような現状を踏まえると、待機者の定義や把握方法等を全国的に統一することは現実的ではないとの指摘もあったが、どのような自治体への支援が可能なかを念頭に置きつつ、実態把握をしている自治体の事例の共有その他にとりうる対応等について、引き続き検討していく必要がある。

- その際、「入所を希望しているのは本人ではなく家族であることがある」、「複数施設に申し込んでいる者を実数として把握していないことがある」、「待機者数の把握にあたって緊急性の基準を定めていないことがある」などの課題について、考慮する必要がある。

# 自治体における待機者の把握方法の状況について

## 各自治体の待機者把握の方法等

待機者の把握方法等を自治体に確認したところ、入所希望があった際に待機となった者を管理する待機者名簿を作成する方法として、主に以下の2つのケースが見られた。

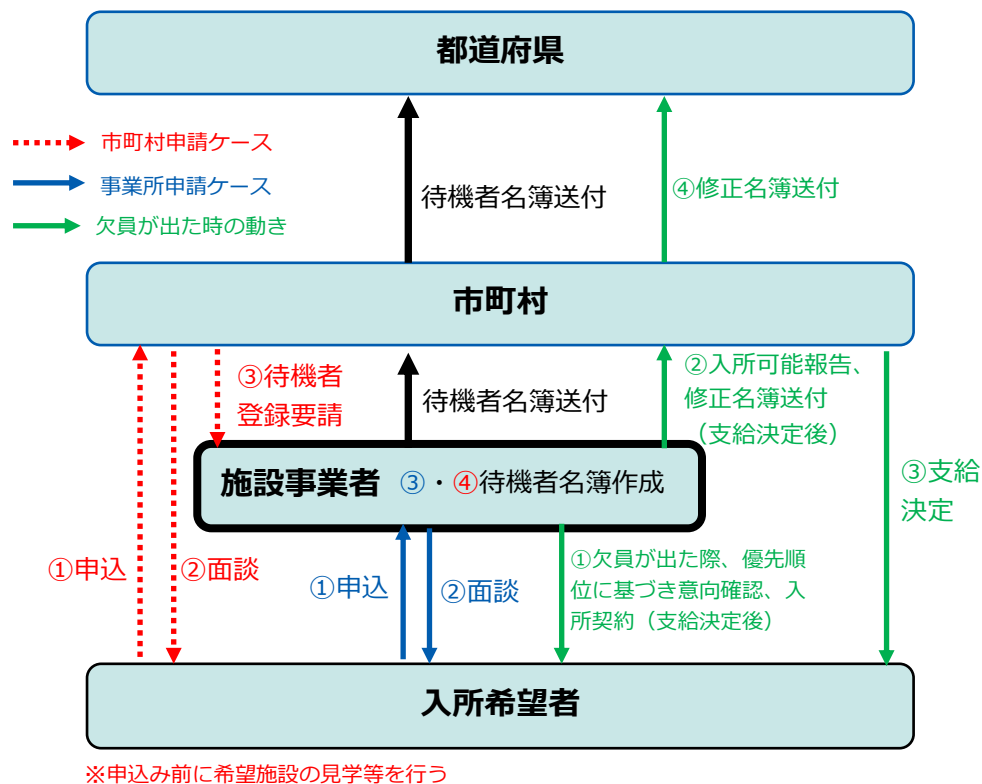
- ① 施設事業者等が申請を受けて待機者名簿を作成し、関係自治体に情報共有するケース
- ② 申請内容について、待機者の優先度を判断する評価基準に基づき、調整機関が待機者名簿を作成するケース

### ① 施設事業者が作成する場合

(主な事例)

- 入所希望者が障害者支援施設や市町村に入所の申込みに来た際に、定員に空きが無く入所待機となる場合、施設側で名簿を作成する。(市町村に申請がなされた場合は、市町村から施設側に登録要請)
  - 都道府県や市町村は、施設側で作成した名簿の提供を受け、待機者数等を把握。
  - 自治体によっては、申込み順で名簿を作成するよう要綱等で明記する場合もある。
  - ただし、緊急に入所が必要な場合も想定し、名簿登載順位を繰り上げたり、緊急用の待機者名簿を通常の待機者名簿以外に作成する配慮措置を設けている場合もある。
  - 他県からの入所希望者は、優先順位が低い場合あり。
- 等

### スキーム例



# 自治体における待機者の把握方法の状況について

## ② 基準による待機者名簿作成の場合

(代表例)

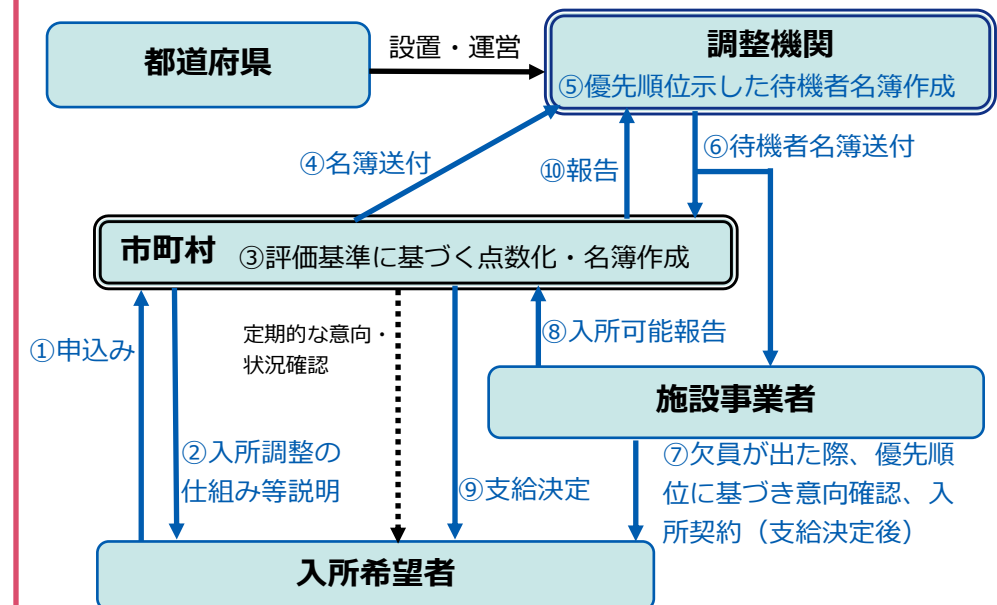
- 入所希望者が施設や市町村に入所の申込みに来た際に、市町村で障害者支援入所に入所を希望する者の障害の程度や支援状況等について点数化された評価基準に基づき評価を実施する。
- 評価を、都道府県等で設置する調整機関（※）に送付。調整機関で評価を元に申込者の緊急度等を考慮し、調整機関で優先順位等を示した待機者名簿を作成。
- （※）都道府県障害部局職員、市町村障害部局職員、施設関係者、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所職員等により構成。
- 待機者名簿を市町村及び施設に送付し、施設定員に空きが出た場合に、名簿順に入所調整を行っていく。

### 評価基準項目例

以下の様な項目を市町村において評価・点数化し、調整機関において、総合的に勘案して待機者名簿上の優先順位を決定

- 本人の状況
  - ・障害支援区分、行動関連項目、重複障害、ADLの状況、住居の状況、医療の状況等
- 介助者の状況
  - ・介助者の人数や年齢、就労状況等
- 家族の状況
  - ・入所希望者の同居家族の障害や要介護等の状況等
- 他サービスの利用状況
  - ・現在の障害福祉サービスや介護保険サービス等の利用日数等
- その他特記事項（入所に係る緊急度など） 等

### スキーム例



※申込み前に希望施設の見学等をするよう助言

## その他

- その他、待機者の把握スキームにおいて、一部の自治体で見られた特徴は以下のとおり。
  - ・ 待機者情報の把握方法について、システム化により事務を効率化
  - ・ 各施設の待機者数等の情報について、ホームページで公開
  - ・ 入所希望の施設数について、申込数を2から3に限定
  - ・ 現状で入所の必要はないが、将来のために入所を希望する場合の申込みを認めない運用
  - ・ 障害者支援施設への入所申込みに際して、希望する施設の見学を推奨
  - ・ 都道府県外に所在している者の入所申込みについて、優先順位を調整